

令和元年度 定額の資金を運用するための基金の運用状況審査意見書

第1 審査の対象

地方自治法第241条第5項の規定により審査に付された令和元年度定額の資金を運用するための基金の運用状況の審査の対象は、熊本県美術品取得基金(以下「基金」という。)である。

この基金は、熊本県立美術館の美術品の取得を円滑に行うため、昭和54年6月28日に設置されたものである。

第2 審査の方法

審査に当たっては、次の諸点に主眼を置き、照合審査を行った。

- 1 基金運用状況調書の計数は、関係諸帳票及び証拠書類と符合し正確であるか。
- 2 基金は、設置の趣旨に沿って適正かつ効率的・効果的に運用されているか。
- 3 会計経理事務は、関係法規に準拠し適正に処理されているか。
- 4 財産の取得、管理及び処分は適正に行われているか。

なお、審査の過程においては、関係部局に必要な資料及び説明を求め、定期監査及び例月現金出納検査の結果も踏まえて慎重に審査した。

第3 審査の結果及び意見

審査の対象とした令和元年度基金運用状況調書の計数は、関係諸帳票及び証拠書類と符合し、いずれも正確であることを確認した。

また、基金の運用、会計経理事務等の財務に関する事務の執行については、基金の設置の趣旨に沿って、適正かつ効率的に行われていると認められた。

なお、取得された美術品の管理については、一部完了した美術品情報の電子データ化をさらに推進し、美術品の適切かつ効率的、効果的な管理運営に努める必要がある。

おって、基金の現金残高については、美術品取得を円滑に行うという当基金設立の趣旨を踏まえ、現金残高が枯渇しないよう、具体的な方策を検討し、さまざまな対策を講じる必要がある。

第4 基金の運用状況

令和元年度中の基金の運用状況は、次のとおりである。

(単位：円、点)

区 分	平成30年度末 現 在 高	令和元年度		令和元年度末 現 在 高
		増 加 額	減 少 額	
基 金	585,690,402	41,699,655	40,006,099	587,383,958
内 訳	美術品 点数	217		217
	美術品 金額	363,177,000		363,177,000
	現金・預金	134,811,875		94,805,776
	有価証券	87,701,527	41,699,655	129,401,182

令和元年度末における基金現在高は、587,383,958円で、基金の保管に伴う運用利息は1,693,556円となっている。